

## 魅力的な体験コンテンツ開発業務委託【仕様書】

### 1 業務名

魅力的な体験コンテンツ開発業務

### 2 業務の目的

魚津市は、山から海までわずか 25km の距離・高低差 3,400m の範囲で「水の循環」が 1 つのまちで完結する、世界的にも稀な地形をしている。その自然や水の恵みに育まれた観光資源、それを活用した体験・ツアーが点在しているが、その多くが商品化されておらず、着地型観光の環境整備が不十分である。

本業務は、市内の観光資源を再度掘り起こし、販売可能な体験コンテンツを関連団体と連携しながら企画・開発することにより、観光客の市内滞在時間や回遊性を高めるとともに観光消費額を増加させ、第 3 次魚津市観光振興計画で定める目標の達成に資することを目的とする。

### 3 業務の内容

#### (1) セミナーの開催

- ・魅力的な体験コンテンツ開発のポイントや開発に向けての伴走支援方法、開発後の販路等について、市内事業者向けのセミナーを開催する。
- ・企画、資料作成、講師派遣、参加の募集・とりまとめ、進行等、開催に係る業務全般を実施する。
- ・参加者数を十分に集められるよう市と共同し募集を行う。
- ・会場については市と協議の上、決定する。

#### (2) 体験コンテンツの企画・開発

- ・(1) のセミナーに参加した市内事業者を中心とした意欲のある事業者と連携して、フォローアップを行いながら体験コンテンツを企画・開発する。
- ・企画・開発する体験コンテンツは、催行時間 1~2 時間または半日程度のものを 5 つ以上開発することを目標とし、インバウンドを見据えながら、主として国内個人旅行者向けとする。
- ・開発にあたっては、外部目線の意見を取り入れたものとする。(例：旅行会社等によるモニタリング、アンケート調査、市内観光事業者への聞き取り等。  
※一般人を対象としたモニターツアーは対象外)
- ・次年度以降も継続して販売可能なものを前提とする。

#### (3) 販売整備

- ・(2) で開発した体験コンテンツをタリフ化する。
- ・開発した体験コンテンツについて、販促等につながる魅力的な写真撮影を行

う。撮影した写真の著作権は魚津市に帰属し、市内事業者も二次利用可能とする。

・OTA掲載のためのフォローアップを実施する。

(4) 受託したすべての業務完了後に、成果物として報告書を提出する。

(5) 提案者は、契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

#### **4 打合せ及び報告、協議**

業務着手時や業務遂行中、業務完了時等、適宜打合せを行う。(オンライン可) その他、必要に応じて電子メールやオンライン等で協議を行う。

#### **5 受託者に提出を求めるデータ**

実績報告(活動報告、活動写真、アンケート結果等)や、その他市が求める情報等

#### **6 業務期間**

契約締結日から令和6年3月22日(金)まで

#### **7 業務委託金額**

7,000,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

※内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)の対象事業

#### **8 委託料の支払**

委託料の支払は、業務完了後、業務の成果についての検査に合格したときに請求することができる。ただし、業務完了前に受託者から申し出があった場合は、概算払いとすることができる。

#### **9 その他留意事項**

(1) セミナー開催および体験コンテンツ企画・開発にかかる費用(人件費、旅費、使用料等)、外部モニタリングを実施する場合の費用(交通費、宿泊費、飲食費、体験料、旅行業務取扱料等)、販売整備に係る費用(撮影費、印刷費等)、報告書作成に係る費用(人件費等)、一般管理費、その他委託者が認めた本事業の目的達成のために必要な費用を、本業務の委託料に含む経費とする。

また、受託者が委託料により備品を購入した場合は、発注者に帰属する。

(2) 受託者は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、または第三者に提供しないこと。契約終了後もまた同様とす

る。

- (3) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、環境負荷の軽減（エコドライブの推進、再生紙の利用など）に努めること。
- (5) 本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、発注者に報告すること。受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に発注者へ報告し、対応を協議すること。
- (6) 仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議しこれを定めるものとする。
- (7) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、発注者と協議し対応するものとする。